

錦江町農業委員会 12 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 3 年 12 月 17 日（金） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人）

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 徳永委員・貫見委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅・書記 折久木まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第29号 農地法第3条許可申請について

議案第30号 農地法第5条許可申請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第33号 非農地証明願いについて

○事務局長	只今から令和3年12月の定例総会を開催したいと思います。姿勢を正してください。一同、礼。では憲章朗読を5番の鳥越委員よろしくお願いします。
鳥越委員	憲章朗読
○事務局長	ありがとうございました。では会長挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さんこんにちは。師走になって大分今日は寒くなってまいりましたが、皆さんには体には十分気をつけて頑張ってください。また、田代支部の女性部のほうから柚子味噌をもらっております。どうもありがとうございました。それでは、ただいまより令和3年12月、錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は貫見委員と徳永委員が欠席であります。錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に10番鍋委員と9番内菌委員を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。次に「会務報告について」を議題とします。報告をお願いいたします。
○事務局長	1ページをご覧いただきたいと思います。まず、6日ですが、県の常設審議委員会が開催され、5条の許可申請について報告に行ったところです。次に14日、現地調査を行いました。5条の許可申請に係る現地調査並びに非農地証明に係る現地調査を行いました。そして本日ですけれども12月の定例総会となっております。続いて21日ですが、肝属地域農業改良普及協議会第2回幹事会ということで、私が出席予定の予定でございます。次に28日が仕事納め、年が明けまして1月4日が仕事始めとなっております。会務報告は以上です。
○会長	ただいまの会務報告について質問等ありませんか。
○委員	無し
○会長	無いようですので以上で会務報告を終わり付議事項に入ります。議案第29号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	3ページをご覧いただきたいと思います。まず受付番号11番から説明をいたします。譲渡人は〇〇さん、笑喜自治会の方でございます。申請に係る土地は3筆ございます。地番、地目、地積はそれぞれお目通しいただければと思います。譲受人は〇〇さん、宿利原自治会の方でございます。続いて受付番号12番、譲渡人が〇〇さん、神川中自治会の方でございます。申請地は、神川字ヤ子添3,251番地1、地目は田、地籍は1,048㎡のうち549㎡となっております。譲受人は〇〇さん、神川上自治会の方でございます。事務局の説明は以上です。

○会長	次に、受付番号 11 番については私のほうで報告をいたします。○○さんは、○○さんの甥でありまして、何ら問題ないかと思われませんが、これは、7 反の全部を○○円で買ったそうです。以上で報告を終わります。次に受付番号 12 番について内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	この案件ですが、先ほどもありましたとおり。徳永委員と水流委員並びに事務局とで現場確認いたしました買い手の○○さんは農家でもありますし、売り主と買い手の間で話し合いされたということで何ら問題はないかと思えます。審議のほどよろしくをお願いいたします
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○内菌委員	すいません。価格は○○円です。
○会長	質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認め、採決いたします。お諮りします。議案第 29 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがって議案第 29 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 30 号「農地法第 5 条許可申請について」を議題としますので事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは資料は 5 ページをご覧くださいと思います。まず受付番号 5 番から説明いたします。 申請人は○○さんと○○さんでございます。申請地につきましては大字田代麓字迫田 712 番地、台帳現況ともに畑でございます。地積は 419 m ² 、転用目的は農家住宅を建設するということで、その具体的な理由としましては、申請人は借家住まいで、交通の便もよい申請地に持家を建築したいということでございます。続いて受付番号 6 番ですけれども、申請人は受付番号 5 番と同じく、○○さん、○○さんでございます。申請地は先ほど説明をした隣になりますが、田代麓字迫田 713 番地、台帳現況ともに畑でございます。地籍が 554 m ² 、転用目的は飼料置場ということでございます。具体的な理由といたしましては、町内で畜産を営む農家で飼料置場が不足しているため、申請地を取得し飼料置場として使いたいということでございます。続いて受付番号 7 番でございますが、申請人は○○さんと、○○さんです。申請地は、神川字ヤ子添 3, 251 番地 1、地目は現況台帳共に田でございます。地積につきましては 1, 048 m ² のうち 499 m ² でございます。転用目的としましては、一般住宅を建設するということで、具体的な理由として、借家住まいで住宅環境及び、交通の便もよい申請地に用いを建築するためということです。受付番号 5 番と 6 番の位置的なものでございますが 8 ページと 9 ページをご覧くださいと思います。写真と図面と同じような感じなんです、9 ページの写真からいきますと、写真が切れて

	<p>いる上のほうが、田代地区の運動公園になります。そして真ん中どころに通っている、これが川でございます。その川の横の土地、になってまいります。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、真ん中ほどに黒いマジックで囲ってある場所でございます。15ページの写真を見ていただくと8ページ9ページで説明をした隣が、また囲ってあると思います。ここが、受付番号5番と6番の、位置になります。続いて受付番号7番についてはですね、18ページ先ほど内菌委員からもありましたけれども、神川分団の詰所がある、こちらからいけば手前の土地になります。ここを二つに分けて3条と5条申請が上がってきておりますけれども、手前のほうを取得するということでございます。事務局の説明は以上です。</p>
○会長	次に、受付番号5番と6番については鍋委員の報告をお願いいたします。
○鍋委員	<p>説明します。12月の14日午後より、事務局3名と毛下委員と合わせて5名で調査をいたしました。まず場所ですが、先ほど説明がありましたように、田代の交差点から花瀬方面のほうへ向けて右折してから150メートルほど先に、先ほどあったように橋を渡ったすぐ右側のほうになります。ここは今年11月までは、長年にわたり、B判定の耕作放棄地となっていた土地です。この土地から50メートルから60メートルほど先に進んだところには、今回申請人の〇〇さんの牛舎が建っております。申請人の〇〇さんは生産牛50頭飼育の畜産農家であり、認定農業者として頑張っておられる30歳という若い方です。現在子どもさん2人の4人家族で、民間住宅の借家住まいをされています。近年マイホーム建設のため、物件を探しておられまして、牛舎の近くで放棄地となっていた。この土地の地主さんに相談をされたところ成立したものです。今回、連担で2筆ありますが、それぞれの土地ごとの使用目的で転用申請をされておられます。この場所は役場より300メートル以内にある第三種の農地となるため、許可申請になんら問題はないというふうに考えられます。ちなみに5条ではありますが売買価格も内定をしておりまして、合計で〇〇円というようなことです。終わります。</p>
○会長	次に、受付番号7番について内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	<p>この案件ですが、12月14日に徳永委員と水流委員と事務局2人の5人で現地調査に行ってまいりました。その結果この近辺の農地は10ヘクタール未満の第2種農地でありますし、18ページの地図を見てもらっても分かる通り、両隣は、お寺と民家となっております。権利の移動及び転用に問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました但質疑はありませんか。
○内菌委員	<p>ちなみに購入される〇〇さんは、〇〇に勤めておられて、〇〇として、長年勤めております何ら、問題はないと思います子どもも4人いらっしゃいます。今の住宅が手狭になったということです。価格は〇〇円です。</p>
○会長	この件については始末書も添付してあるのですが、勝手に土が搬入してあつ

	たところですよ。それでもって、徳永さんが止めたんですよ。勝手次第に、土を持ち込んだということで家を建てるにあたっては、許可を得ずに行うということはやはりまずいことではないかと思えます。こういうことがないように農業委員会としても目を光らせていてこの案件のように注意してもらったらいいかと思えます、
○内菌委員	○○さんは、真面目ないい人なんですけど住宅メーカーのほうがですね知識もなかったと。○○さんは聞いて、大丈夫だと思ったそうです。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。議案第 30 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 30 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」を議題としますので事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。資料は 24 ページをご覧いただきたいと思えます。 受付番号 2・3 の譲受人は同じ方でございます。まとめて説明をさせていただきたいと思えます。まず 2 番、譲受人は○○さん、皆倉自治会の方でございます。申請地につきましては、神川字陣ノ尾 4,462 番地 1、台帳・現況ともに畑、地積が 2,815 ㎡、受付番号 3 番は譲渡人が○○さん、鹿屋市の方でございます。申請に係る土地は、神川字勝牟礼 2,049 番地、地目は台帳、現況ともに畑でございます、地積が 2,450 ㎡、先ほど申し上げましたけれども、譲受人は、2 番、3 番ともに、○○さん、神川城の方でございます。説明は以上です。
○会長	次に、内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	はい。この案件ですが、売手と買い手との間で話合いも出来ており、○○さんの息子さんが、主に牛を飼って頑張っている方です。農地の周りもきれいに整理されていて、増反しても何ら問題はないと思えます。価格につきましては 2 番の○○さんのところが○○円、○○さんのところが○○円となっております。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第 31 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し

○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 31 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題としますが、ここでお諮りします。資料のとおりこの議案は 109 筆の審議となっていることから、担当委員の報告は新規の案件のみとすること、また公平な審議を行うため、委員の退室を求めなければならない案件もあることから、6 回に分けて審議したいと思いますがいかがでしょうか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号 516 番から 562 番について説明をお願いいたします。
○事務局長	はいでは説明をさせていただきます。今ご承認いただいたとおり、継続案件につきましてはお目通しを願いたいということで、受付番号 516 番から 28 ページの 546 番については継続案件でございます。お目通し願いまして 547 番、貸し人が〇〇さん、寺前自治会の方でございます。申請地につきましては、大字馬場字山之口ノ上 2, 192 番地、地目が田でございます。地積については 879 m ² 、貸付期間は令和 3 年 12 月 18 日から令和 6 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さん、南大隅町の方でございます。続いて 548 番から 555 番については継続案件でございますのでお目通し願います。556 番と 557 番ですけれども、貸し人が〇〇さん、南大隅町の方でございます。申請地は 2 筆でございますのでお目通し願いまして、2 筆で 1, 636 m ² となっております。貸付けにつきましては令和 3 年 12 月 18 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては 10 アール当たり〇〇円となっております。借り人は〇〇、南大隅町の方でございます。続いて 558 番から 560 番については継続案件でございますのでお目通し願います。561 番と 562 番ですけれども、貸し人が〇〇さん、鳥浜自治会の方でございます。申請地が 2 筆でございます。お目通し願いまして、2 筆で 3, 120 m ² となっております。貸付けに関しましては令和 3 年 12 月 18 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、鳥浜自治会の方でございます。説明は以上です。
○会長	次に、547 番について寺田委員の報告をお願いいたします。
○寺田委員	ご報告申し上げます。借り手の〇〇さんは野菜農家ございまして、インゲン・馬鈴薯を、馬場地区を中心として耕作されておりまして、利用権を定めるにあたりまして何ら問題ないものと思われまます。よろしく願います。
○会長	ありがとうございました。次に、556 番と 557 番については事務局のほうで、説明をお願いいたします。
○事務局長	556・557 ですが、貫見委員が本日欠席ということでこちらのほうで説明させていただきます。借り人の〇〇については、皆さんも、よくご存じだと思います。しっかりとした経営基盤であって、農地の管理もしっかりとなされてい

	るところでございますので、何ら問題はないかと思ひます。
○会長	次に 561 番と 562 番について内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	この案件ですが、以前、別の耕作者が借りておりましたが高齢化による規模縮小にあたり、新たに借り手を探していたところす。○○さんは新規就農者で、現在牛を飼ってらっしゃいます。何ら問題ないと思ひます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 516 番から 562 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがひまして、受付番号 516 番から 562 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 563 番から 603 番について審議しますので説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。563 番から次のページの 566 番につきましては継続案件でございますのでお目通し願ひます。567 番ですが、貸し人が○○さん木原自治会の方でございます。申請地は馬場字木原 1, 121 番地 1、地目は畑、地積につきましては、3, 390 m ² のうち 1, 800 m ² 、貸付けに関しましては令和 3 年 12 月 18 日から令和 4 年 12 月 14 日まで、小作料金は 0 円。借り人は○○さん、塩屋自治会の方でございます。続いて 568 番、貸し人が○○さん、段中野自治会でございます。申請地は城元字池ノ尾 4, 623 番地 4、地目は畑、地積が 3, 310 m ² 。貸付けに関しましては令和 3 年 12 月 18 日から令和 6 年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円。借り人は○○さん、安水自治会でございます。次の 569 番から 603 番までは、継続案件でございますのでお目通しをお願いいたします。説明は以上です。
○会長	次に 567 番について本釜委員の報告をお願いいたします。
○本釜委員	はい、報告いたします。借り人の○○さんは、馬鈴薯を作っており、圃場もきれいにされております。貸し人の○○さんと○○さんは知り合ひで、畑を荒地にしないよふにということで、小作料は○○円で利用権を設定されたところす。よろしく願ひいたします。
○会長	次に、568 番について安水委員の報告をお願いいたします。
○安水委員	借り人の○○さんは、サラダごぼうを中心とした耕作をなされております。毎年、規模拡大を図っている、やる気のある青年であります。圃場のほうもきれいにされておひ、何ら問題ないと思ひますのでよろしく願ひいたします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 563 番から 603 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し

○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 563 番から 603 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 604 番から 605 番について審議しますが、公平な審議とするため〇〇推進委員の退席をお願いいたします。では事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、継続案件ですが委員の関係でもありますので事務局のほうは説明をさせていただきます。まず貸し人は〇〇さん、橋ノ口の方でございます。申請に係る土地が 2 筆ございます。お目通し願いまして 2 筆で 3,878 m ² 。貸付けに関しましては令和 3 年 12 月 18 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金はそれぞれ記載してございますのでお目通し願います。借り人は〇〇さんとなっております。事務局の説明は以上です。
○会長	継続案件でありますので担当委員の報告は求めません。質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 604 番から 605 番については原案のとおり許可することはありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 604 番から 605 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇推進委員の入室を認めます。次に受付番号 606 番から 610 番について審議しますが、公平な審議をするため、〇〇推進委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はいでは説明をいたします。継続案件ですので貸し人のほうだけ私のほうで読み上げたいと思います。606 番につきましては、貸し人が〇〇さん、盤山自治会の方でございます。607 と 608 につきましては貸し人が〇〇さん、上柴立自治会、609 番につきましては、貸し人が〇〇さん、上柴立自治会、610 番につきましては、貸し人が〇〇さん、東京都の方でございます。申請に係る地番と貸付の期間に関してはお目通し願います。また重ねて、小作料金のほうも、お目通し願えればと思います。説明は以上です。
○会長	継続案件でありますので担当員の報告は求めません。質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 606 番から 610 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し

○会長	<p>異議なしと認めます。したがいまして受付番号 606 番から 610 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○推進委員の入室を求めます。</p> <p>次に受付番号 611 番について審議しますが、公平な審議とするため、○○委員と○○推進委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>今回の場合は貸し人借り人がどちらも委員ということで珍しいパターンでございますが、継続案件ですのでお目通し願います。どちらも委員ですので、申請地のみこちらで読み上げます。申請地につきましては田代麓字松ノ崎 4,994 番地 31、地目が畑、地積が 1,087 m²でございます。説明は以上です。</p>
○会長	<p>継続案件でありますので担当委員の報告を求めません。質疑はありませんか。</p>
○委員	無し
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。受付番号 611 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	無し
○会長	<p>異議なしと認めます。したがいまして受付番号 611 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員と○○推進委員の入室を認めます。次に受付番号 612 番から 624 番について審議しますが、公平な審議とするため、○○委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>それでは 612 番から 624 番について説明いたしますが、612 番から 622 番までは継続案件でございますのでお目通し願います。623 番、貸し人が○○さん、山下自治会の方でございます。申請に係る土地は田代麓字山神 2,844 番地 1、地目が田、地積については 1,693 m²、貸付は令和 3 年 12 月 31 日から令和 8 年 12 月 30 日まで、小作料金は○○円でございます。続いて 624 番、貸し人が○○さん、表木自治会の方でございます。申請地は田代麓字中東 2,391 番地 1、地目は畑、地積が 888 m²、貸付が令和 3 年 12 月 31 日から令和 8 年 12 月 30 日まで、小作料金は○○円となっております。なお借り人は全て地域振興公社となっております。説明は以上です。</p>
○会長	<p>公社案件でありますので、担当委員の報告は求めません。質疑はありませんか。</p>
○委員	無し
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。受付番号 612 番から 624 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	無し

○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 612 番と 624 番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。次に議案第 33 号「非農地証明願について」を審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。資料は 36 ページをご覧いただきたいと思います。受付番号は 4 番。申請日が令和 3 年 12 月 9 日、申請人は○○さん、厚ヶ瀬自治会の方でございます。申請の土地は城元字一本桑 3,639 番地 22、地目は台帳が畑、現況が雑種地でございます。地籍は 1,783 ㎡となっております。まず、場所については 37 ページをご覧いただきまして、白い手書きで申請地と書いてございますが、この横のまま見ていただいた右側に少し見えているのが、錦江町運動公園ということで、国道 448 号線から運動公園へ抜ける道路のあたりでございます。そもそも、畑ではありますが、既に雑種地化しておりまして、担当委員からも報告をいただきますけれども、事務局としては非農地かなといったところでございます。説明は以上です。
○会長	次に、鳥越委員の報告をお願いいたします。
○鳥越委員	今報告があったとおり、12 月 14 日に本釜委員・事務局 2 名の 4 名で調査いたしました。ここは先月車両火災があったところの工事現場の近くです。道路工事を終えられて、元々雑種地の上に下り口が 3 メートルぐらい急斜面になっていて、現状として畑とはもう、使えるような状態ではございません。よろしくをお願いいたします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。議案第 33 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。異議なしと認めます。したがいまして議案第 33 号については原案の通り決定しました。以上で令和 3 年 12 月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第 2 3 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

9 番

10 番

議事録調整者